

三重県告示第 372 号

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成 24 年三重県告示第 110 号)の一部を次のとおり改正します。

平成 24 年 5 月 25 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

表に次のように加える。

19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
20	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

表の備考中「平成 13 年 7 月 1 日」の次に「、20 の項にあつては平成 24 年 5 月 25 日」を加える。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成 24 年政令第 147 号)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 12 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用が猶予されるものについては、平成 24 年 11 月 24 日までこの告示の規定は適用しない。